

# 令和元年度 第3回 四日市市総合教育会議資料

## 今後の教育施策について

### 【資料一覧】

- ・ 四日市市新教育プログラムについて
- ・ ICT活用による学習環境整備について
- ・ 四日市市の公立学校における働き方改革取組方針（案）について
  
- ・ 【参考】 新総合計画と新推進計画案の対照表

令和2年1月21日

教 育 委 員 会

# 夢と志を持ち、自らの未来をつくるよっかいちの子ども

《プログラムにおける主な取り組みや手法》

## 読解力



- 読解力を育む「20の観点」
- 発達段階に合わせたスピーチ活動等による表現力向上  
スピーチコンテスト(THE BENRON) (中)

## 論理的思考力



- プログラミング教育「四日市版カリキュラム」
- 思考ツールと表現モデルの活用

## 英語によるコミュニケーション能力



- 言語活動を通して4技能を育成  
パフォーマンステスト(中) SMALL TALK(小)  
英語スピーチ・英作文コンテスト(中)
- 英語で地域発信！～学習した英語の活用～  
あすなろう鉄道プロジェクト(小)  
故郷よっかいちプロジェクト(中)

## 体力運動能力



- 新体力テスト活用  
運動能力テストに基づいた活動
- 主運動につながる新5分間運動の推進

## キャリア形成豊かな心



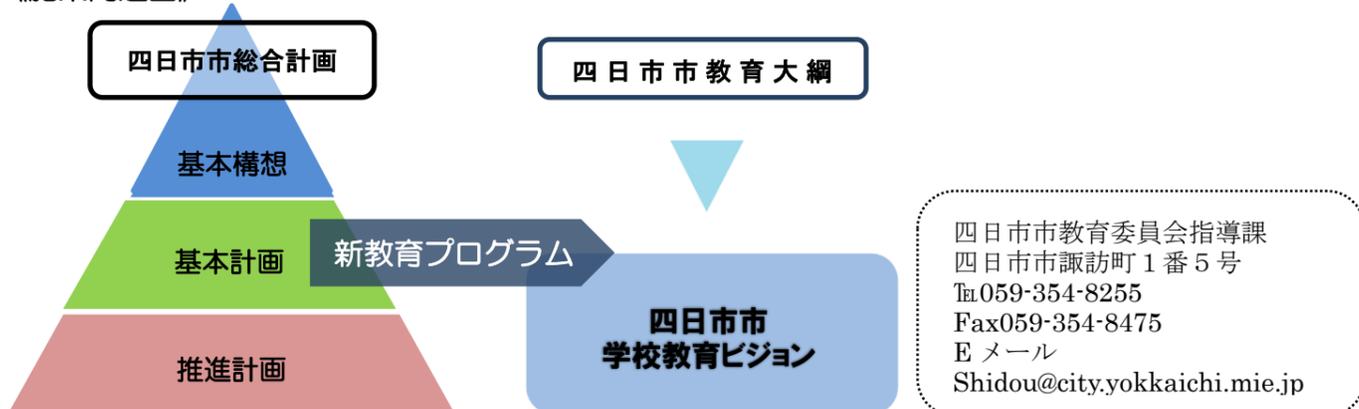
- 「四日市版キャリアパスポート」の作成、「キャリア・カウンセリング」による指導・支援  
職場体験・プレ社会人セミナー(中)
- 「子ども人権フォーラム」の開催
- メディア・リテラシー養成を通じた人権教育の推進

## 地域への愛着



- 『のびゆく四日市』の活用
- JAXAをはじめとする企業連携授業や社会見学活動等の充実
- 歴史・文化の活用、人や自然とふれあう活動の充実  
「そらんぼ四日市」見学、「自然教室」実施
- ESDカレンダーの活用

《施策関連図》



# 四日市市

令和2年



# 新教育プログラムがスタート

《策定の趣旨》

今後、グローバル化の一層の進展とともに、技術革新が急速に進み、超スマート社会(Society5.0)と称されるこれまでにない社会が到来すると言われています。その新しい社会を見据え、学校教育では、これまでの実践や蓄積を生かし、子どもたちに知識及び技能や思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成することが求められています。さらに、**問題解決能力、言語能力、情報活用能力**といった、子どもたちが未来社会を切り拓くために必要な資質・能力について、社会と共有した取り組みを進めていくことが大切です。

新教育プログラムは、「夢と志を持ち、自らの未来をつくるよっかいちの子ども」のための本市独自の新たな教育施策です。

《策定のねらい》

**就学前～小学校～中学校の期間**において、目指すべき子どもたちの姿を、**6つの柱**として系統的に整理し示す(プログラム)ことで、教育的効果を高めます。

⇒ 就学前・小学校・中学校において、**教職員がつながりを意識した**取り組みを設定することで、**一貫性・連続性**のある指導を実現します。(学びの一体化)

柱1

読む・話す・伝える  
プログラム

読解力向上について重点的に指導するとともに、読む・話す・書くといった活動を通して、学校教育活動全体で言語活動の充実を図る。それにより、「文章を正確に理解し、適切に表現する資質・能力」を育成します。

柱2

論理的な思考で  
道筋くっきり  
プログラム

本市の強みである算数・数学の力をさらに伸ばすとともに、情報活用能力の育成を図る。加えて、プログラミング体験等を通してプログラミング的思考を育むなど、これからの時代に求められる論理的思考力を育成します。

柱3

英語でコミュニケーション  
IN 四日市!  
プログラム

就学前から英語に出会い、聞く・読む・話す・書くの4技能を統合した言語活動により、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力を育成し、英語で四日市を語ることで育む子どもたちを育てます。

柱4

運動大好き!  
走・跳・投UP  
プログラム

体育授業・運動遊び等で十分な運動量を確保し、体力・運動能力を向上させる。生涯にわたって健康を保持し、豊かなスポーツライフの実現を目的とした運動に親しむ資質・能力を育成します。

柱5

夢と志!  
よっかいち  
輝く自分づくり  
プログラム

体系的なキャリア教育の取り組みを通して、子どもたちが自身の夢や志の実現に向けて「学び続ける」ために、「何のために学ぶのか」という目的意識や、「学ぶこと」と社会とのつながりを意識した主体的な学習意欲を持つとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成します。

柱6

四日市ならではの  
地域資源活用  
プログラム

四日市の歴史・文化・自然を活用した教育や、高度なものづくり産業と連携した教育、持続可能な社会づくりに主体的に取り組む環境教育を通して、ふるさとに対する誇りと愛着を育むとともに、四日市を語ることで育む「心豊かな“よっかいち人”」を育成します。

学習や生活の基盤となる言語能力

社会人になっても通用する問題解決能力

情報社会に主体的に参画する情報活用能力

1 読む・話す・伝えるプログラム

2 論理的な思考で道筋くっきりプログラム

3 英語でコミュニケーションIN 四日市プログラム

4 運動大好き！走・跳・投UPプログラム

5 夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム

6 四日市ならではの地域資源活用プログラム

中学校

小学校

就学前

スピーチコンテスト (THE BENRON)

文章を評価しながら読むことで読解力・表現力を育成

発達段階に合わせたスピーチ活動

目的に応じて考えながら読むことで読解力・表現力を育成

目的を意識して読むことで読解力・表現力を育成

自ら本を読んだり、人の話や読み聞かせなどを聞いたりすることで読解力・表現力を育む

遊びや生活の中で、会話を楽しみ、絵本の読み聞かせを見たり聞いたりすることで、豊かな感性や表現する力を養う

読解力を育む「20の観点」等を活用したり、表現の場を設定したりすることで、「文章を正確に理解し、適切に表現する力」を育成

プログラミング的思考力の育成

算数・数学力の育成

小学校におけるプログラミング教育

算数で学ぶことよさや楽しさを実感

数量感覚  
時間感覚  
順序感覚  
を育む

教科横断的な「思考ツール」の活用やプログラミング体験等を通し、筋道立てて説明できる論理的思考力の育成

統一的・発展的に思考・判断したり、論理的に考え、事象を簡潔・明瞭・的確に筋道立てて説明したりする力の育成

統一的・発展的に思考したり、論理的に筋道立てて説明したりする力の育成

論理的に考えたり、筋道立てて説明したりする基礎力の育成

順序を意識して話したり聞いたりする力を育む

身近な事象に好奇心を持ってかかわり、考えたり試したりする力を養う

「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を通じたコミュニケーション力の育成

「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を通じたコミュニケーションの基礎を養成

「聞くこと」「話すこと」を中心としたコミュニケーションの素地を養う

五感を通じた国際理解

五感を通して国際理解の芽生えを養う

就学前から英語に出会い、4技能を統合した言語活動により、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力を育成

5分間運動(中学校版)

5分間運動(小学校版)

運動やスポーツとの多様なかかわりの中で生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を養成

運動の楽しさや喜びを味わうための各種の運動の基礎を養成

運動能力テストに基づく活動

体を動かす楽しさや心地よさを実感できる遊びを通じた多様な動きの経験・獲得

体育授業、運動遊び等で十分な運動量を確保し、体力・運動能力を向上させる。運動機会の拡充により、生涯にわたり運動に親しむ能力を育成

子ども人権フォーラム

人権を尊重する行動力の育成  
メディア・リテラシーの養成

人権形成の基盤づくり

夢や志の実現に向けて「学び続ける」ため、主体的な学習意欲と自立に向け自らキャリアを形成していこうとする能力を育成

「プレ社会人セミナー」  
職場体験  
現実的な探索と暫定的な選択をする力の育成

キャリアパスポート・カウンセリング  
よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成

進路の選択・決定にかかる基盤を形成

産業・環境・文化が調和する四日市の資源をいかし、地域に愛着を持ち、持続可能な社会を創ろうとする子どもを育成

地域の歴史・文化・自然等について主体的に学び、考えたことを発信

地元企業やJAXAとの連携

萬古焼体験

地域の歴史・文化・自然等の知識・技能を習得

のびゆく四日市

地域の人・文化や自然とのふれあいから地域への親しみを体感

地域の特徴をいかし、連携した取り組み(地域清掃、地域探検、野菜・米づくり、祭り参加)

産業・環境・文化が調和する四日市の資源をいかし、地域に愛着を持ち、持続可能な社会を創ろうとする子どもを育成

読解力を育む20の観点

各学校教育SDカレンダー

案

## 四日市市の公立学校における

## 働き方改革取組方針

～子どもと先生の笑顔あふれる学校づくりをめざして～

令和2年1月

四日市市教育委員会



## 目 次

1	策定に当たって	
(1)	学校における働き方改革の背景	P1
	～コラム～	P2
	教職員・保護者・地域の方へ伝えたい！働き方改革の真意	
(2)	教師の働き方の現状	P3
(3)	本市の公立小・中学校における教職員の勤務実態	P5
2	取組方針の策定	
(1)	取組方針の目的	P8
(2)	取組の推進イメージ	P8
(3)	取組指標	P9
3	取組の視点と項目	P10
4	取組の方向性及び内容	P11
5	保護者・地域社会と連携・協働した学校運営の促進	P21

## 1 策定に当たって

### (1) 学校における働き方改革の背景

「予測困難な時代を生きる子どもたちに、学校教育は何を準備しなければならないのか。」

この問いかけは、新たな指導観のもと、教師が自らの授業を磨き、効果的な教育活動の練り直しが必要であることを意味しています。子どもたちの未来のため、学校が質の高い教育を提供し続けていくためには、これまでの学校における働き方を見直し、教師自身の人生を豊かにすること、人間性を高めることが不可欠です。

しかし、学校では、多様化・複雑化する課題が集中し、教師が授業等の教育指導に専念しづらい状況にあるとともに、教職員の長時間勤務が常態化しているという深刻な現状があります。文部科学省が実施した教師勤務実態調査（平成 28 年度）では、「小・中学校の教員については 10 年前の調査と比較しても、全ての職種において勤務時間が増加している」と示されています。

このような背景をもとに、文部科学省は、教師の長時間勤務の削減、子どもたちに接する時間の確保を目指す指針となる、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。

本市においても、所管の公立学校における現状[1(3)]を鑑みて、子どもの学びを充実するためにも学校における働き方改革を強力に推進する必要があるとし、「四日市市の公立学校における働き方改革取組方針」を策定しました。

今後、保護者・地域関係者に理解をしていただきながら、学校・保護者・地域が、連携・協働して取組を進めることで、子どもの教育環境をさらに良いものにし、子どもと先生の笑顔あふれる学校をつくっていくことが、本取組方針のめざすところです。

#### 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン **一部抜粋**

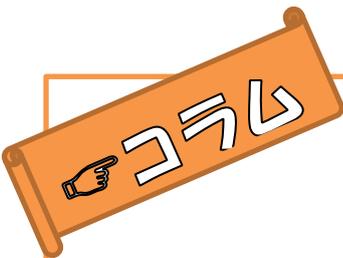
(平成 31 年 1 月 25 日 文部科学省)

##### 超過勤務の上限の目安

- 1 1 か月 45 時間、1 年 360 時間を超えないようにすること。
- 2 特例的な扱いとして、児童生徒に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1 年 720 時間を超えないようにすること。  
なお、この場合、1 か月 45 時間を超える月は、1 年間に 6 月までとする。  
また、1 か月 100 時間未満であるとともに、連続する複数月（2～6 月）の月平均が 80 時間を超えないようにすること。

なお、策定にあたっては、教職員や保護者・地域等、各種関係者により構成される四日市市学校業務改善検討会の委員からのご意見や、本市学校業務改善アドバイザー（妹尾 昌俊 氏）からの指導・助言をいただいて参りました。

つきましては、本取組方針を読まれる方々に向けたコラムを、本市学校業務改善アドバイザーから寄稿いただきましたので、ご一読ください。



## コラム

### 教職員、保護者、地域の方へ伝えたい！

#### 働き方改革の真意

みなさん、日本の教育は「世界一」なものがあるのですが、なにか思い当たりますか？  
答え合わせです。ひとつは、実は「学力」です。OECD が PISA というテストをやっていますが、2015 年も 2018 年も、数学と科学では、日本は OECD 諸国の中、ほとんど 1 位でした。

これは 15 歳、高校に入りたての子たちへの調査ですから、もちろん家庭の影響もありますが、小学校、中学校での児童生徒と教職員のがんばりが影響していると思います。

もうひとつは、お分かりの方も多かったことでしょう。そう、教員の勤務時間の長さです。小学校も中学校も世界でダントツの 1 位です（OECD の TALIS という調査）。

もちろん OECD の調査だけが唯一のモノサシではありませんし、「学力」というのは多様な捉え方をしていく必要があります。とはいえ、この 2 つの事実をあわせて考えると、「日本の学校教育は世界でも稀有な、素晴らしい成果をあげている。けれども、そのかなりの部分は教職員の献身的ながんばりに支えられてきたところもある。」ということです。

さて、この取組方針にある、学校の働き方改革とは、「学力」をはじめとして、学校教育の質を一層高めていくことと、教職員の勤務時間を縮減していくことの両立をねらうものです。どちらかだけではありません。2 つともです。すごく難しいチャレンジだと思いますよね？

PISA でも、数学等は好成績なのですが、子どもたちの読解力や批判的思考力、ICT 活用力等は弱いのではないかということも出てきました。現状を悲観しすぎる必要はないけれど、今のままでいいとは思えません。「教師は授業で勝負する」ということを改めて考えてほしいと思います。また、教職員にとって、学校のソトの世界を知り、見聞を広げ、思考を深めることも、子どもたちの好奇心や思考力を高める授業等には不可欠です。出口治明さん（立命館アジア太平洋大学学長、三重県出身）の言葉をかりるなら、人は「本、旅、人」から学ぶものです。先生たちが忙しすぎて、ろくに本も読めない、旅行にも行けないといった現状は、変えていくべきでしょう。こうした意味でも、教育の質の向上と勤務時間の縮減は、両立させることが大切

なのです。この目線で、もう一度、この方針の意味を感じ取っていただければ、幸いです。そして、計画だけにせず、関係者が協力し、行動に移してほしいと思います。

いまの小学生、中学生たちは2100年まで生きる可能性が高いとの予測もあります。子どもたちにとって、学校での学びで終わりではありません。「学び続ける力」が必要です。そのためにも、教職員が楽しく学び続ける学校にする。本方針は、そのための大きな一歩にもしてほしいと思います。

四日市市学校業務改善アドバイザー  
妹尾 昌俊

～妹尾 昌俊 氏 プロフィール～

文部科学省学校業務改善アドバイザー  
中教審「学校における働き方改革特別部会」委員  
教育研究家、学校マネジメントコンサルタント  
NPO 法人まちと学校のみらい理事  
四日市市学校業務改善アドバイザー ほか

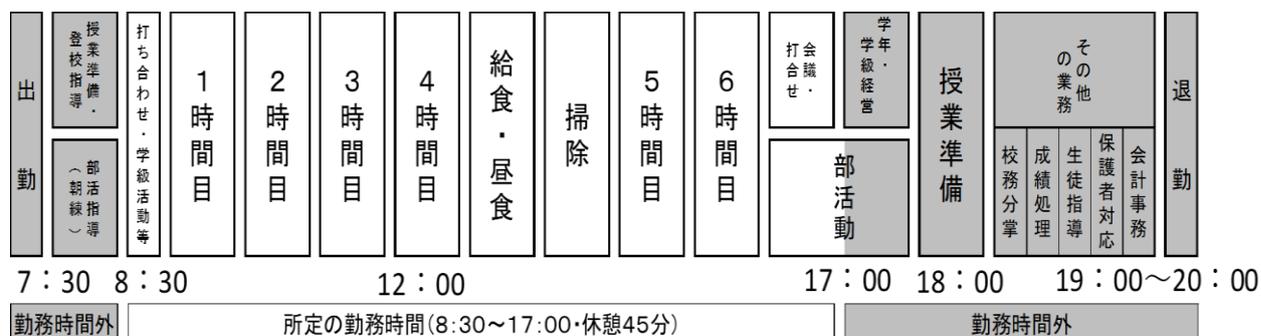
## (2) 教師の働き方の現状

### ① 教師の一日の仕事の流れ

教師は、実際には所定の勤務時間（7時間45分）を超えて、多くの業務を行っています。例えば、勤務開始時刻前には、部活動の朝練習や登校指導等があり、勤務終了時刻後には、部活動の放課後練習、会議、授業準備、保護者対応、事務作業等、多くの業務を担っている状態です。

加えて、45分間の休憩時間を取得できていない現状があります。

<平均在校時間11時間30分をイメージした典型的な一日>



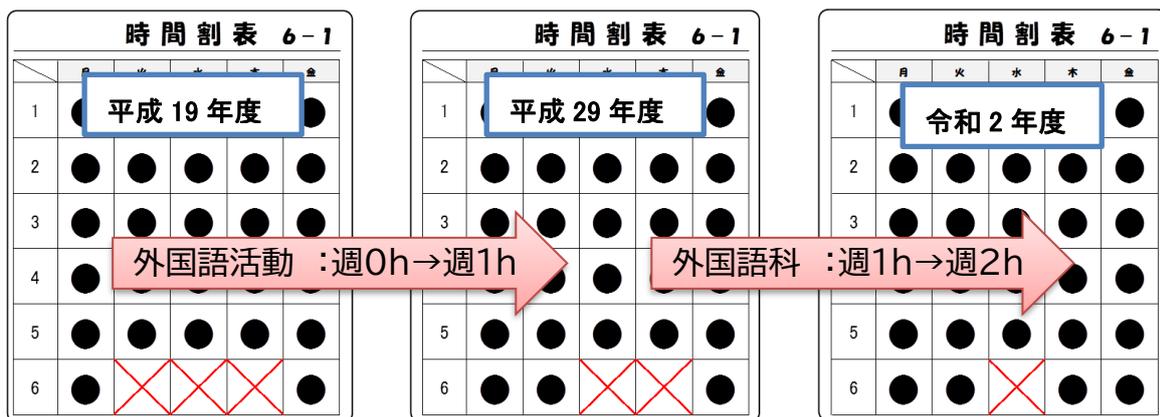
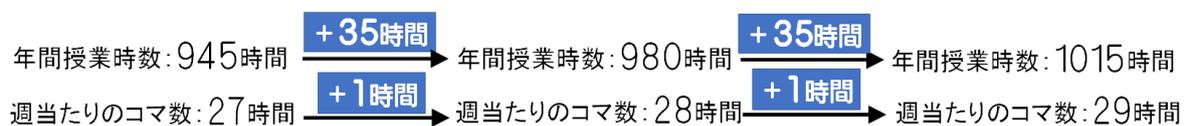
\* 網掛けが所定の勤務時間外です。

## ② 学習指導要領改訂に伴う授業時数の増加

令和2年度から全面実施される小学校の学習指導要領では、外国語（英語）の教科化などに伴って、標準授業時数が3年生以上でそれぞれ年間35時間分（週当たり1コマ分）増えます。下の図にあるとおり、学習指導要領の改訂が行われるたびに、年間授業時数は増加の一途をたどっています。

本市の小学校では、令和元年度から外国語科の先行実施を行っており、教師が、本来業務である授業準備等に専念できるのは、放課後の限られた時間となっているのが現状です。

＜学習指導要領に規定されている標準総授業時数の変遷（一般的な例）＞



## ③ 国の実態調査

国は、平成28年度に教員勤務実態調査を実施しました。前回調査（平成18年度）と比較すると、平日、土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加しており、小学校の約34%、中学校の約58%の教員が、厚生労働省の「過労死ライン」（月80時間以上の超過勤務）に達しているという看過できない実態が明らかとなりました。

本市においても同時期に調査を実施したところ、同等あるいは、それ以上の実態が明らかとなりました。

<教員の勤務実態（平均在校時間）の比較>

	小学校		中学校	
	全国 (H28. 10～11)	四日市市 (H28. 10～12)	全国 (H28. 10～11)	四日市市 (H28. 10～12)
校長	10 時間 37 分	10 時間 52 分	10 時間 37 分	10 時間 48 分
教頭	12 時間 12 分	12 時間 28 分	12 時間 06 分	12 時間 33 分
教諭	11 時間 15 分	10 時間 48 分	11 時間 32 分	11 時間 39 分
講師	10 時間 54 分	10 時間 35 分	11 時間 17 分	11 時間 09 分
養護教諭	10 時間 07 分	9 時間 55 分	10 時間 18 分	9 時間 36 分

※ 主幹教諭及び指導教諭は「教諭」に含む。

(3) 本市の公立小・中学校における教職員の勤務実態

① 超過勤務の現状

本市では、市内の全教職員を対象に、勤務状況等調査（超過勤務時間・年次有給休暇の取得日数）を毎月実施し、勤務実態を把握しています。

平成30年度の本市の教職員の、一月あたりの超過勤務について、管理職は小学校、中学校ともに月60時間（年720時間）を超え、教頭については月70時間（年840時間）を超えています。その他の教職員についても中学校で月58.4時間と、月60時間に迫る数値となっています。

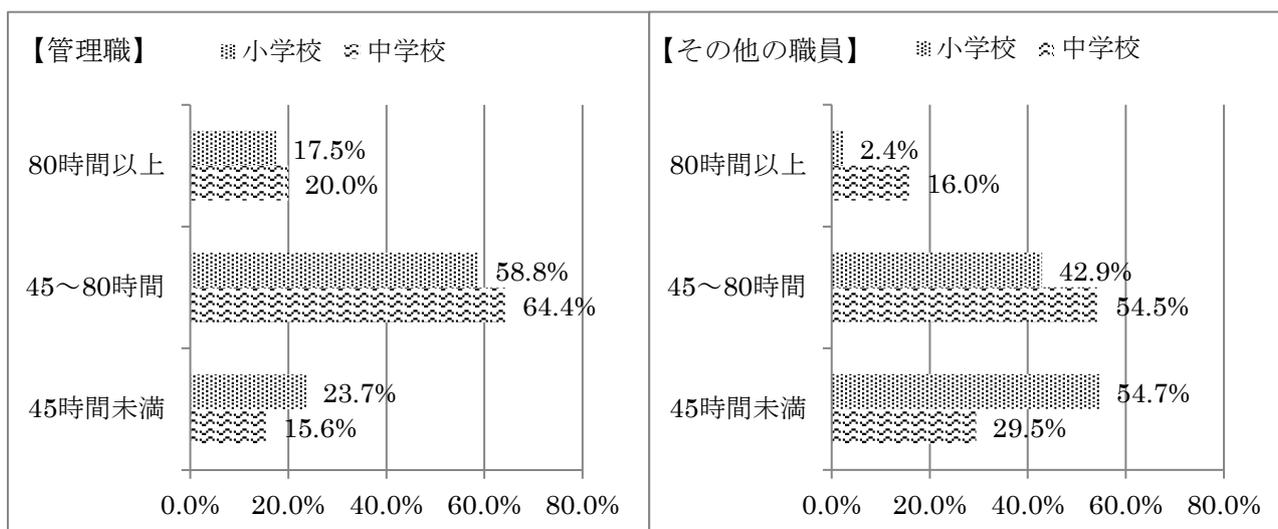
<平成30年度一月あたりの超過勤務時間>

	小学校		中学校	
	管理職	その他の教職員	管理職	その他の教職員
一月あたりの超過勤務時間	62.4 時間	42.0 時間	61.1 時間	58.4 時間

また、小学校、中学校の管理職及び中学校のその他の教職員の15～20%が、「過労死ライン」相当である月80時間（年960時間）を超えて超過勤務をおこなっています。月45時間（年540時間）以上の超過勤務をしている教職員は、小学校の管理職が約76%、中学校の管理職が約84%、小学校のその他の教職員が約45%、中学校のその他の教職員が約70%ととても高い数値となっています。

<平成30年度一月あたりの超過勤務時間の区分別人数及び割合>

区 分	小 学 校		中 学 校	
	管 理 職	その他の教職員	管 理 職	その他の教職員
80 時間以上	14 人(17.5%)	22 人 (2.4%)	9 人 (20%)	86 人 (16%)
80～45 時間	47 人(58.8%)	388 人(42.9%)	29 人(64.4%)	292 人(54.5%)
45 時間未満	19 人(23.7%)	495 人(54.7%)	7 人(15.6%)	158 人(29.5%)
計	80 人 (100%)	905 人 (100%)	45 人 (100%)	536 人 (100%)



さらに、その他教職員の中の教師の多くは、本来学校ですべき業務（翌日の授業の準備等）を自宅等に持ち帰って行っているため、表に示されている時間以上に、仕事をしているのが実態です。

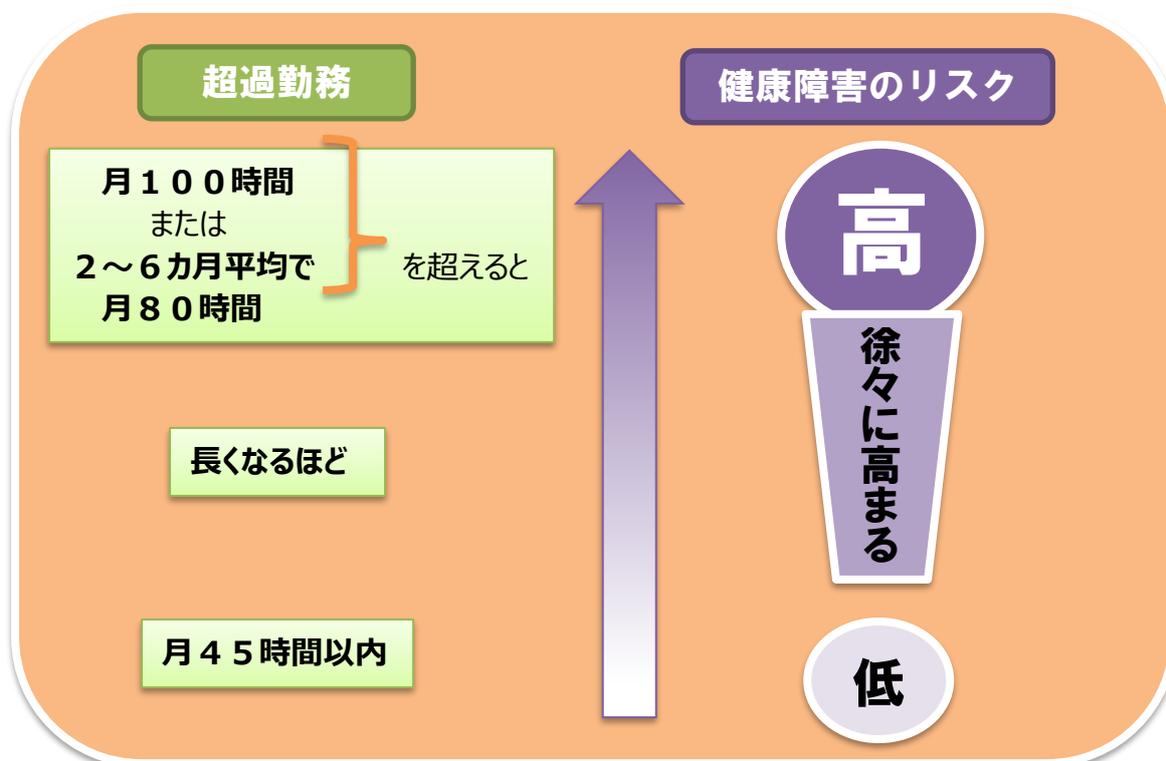
② 年次有給休暇の取得状況

本市の教職員の、年次有給休暇の取得状況は、管理職については、小学校では年間7.6日、中学校では年間6.0日となっています。その他の教職員については、8月は比較的多く取得できていますが、それ以外の月については、ほとんど取得できていません。長期休業期間以外の休暇取得が困難な状況にあります。

このような教職員の勤務実態は、長時間勤務による健康障害防止の観点のみならず、ライフ・ワーク・バランスの充実等の点からも早急な改善が必要です。

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準」によれば、月当たりの超過勤務がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1ヶ月間に100時間又は2ヶ月から6ヶ月平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症の関連性が強いとされています。

<超過勤務が及ぼす健康への影響>



\*参考：厚生労働省労働基準局作成リーフレット

厚生労働省による基準等から、月当たりの超過勤務は45時間を超えないことが望ましいため、働き方改革の取組を進めていく中で、教職員の超過勤務がこの水準を下回るよう、段階的に取り組んでいきます。

③ メンタルヘルスの状況

平成28年度から実施している教職員ストレスチェックの結果から、本市の教師は「働きがい」を強く感じ、互いに助け合って仕事をしている一方で、「子どもの指導に直接関わらない事務的な業務」「対処困難な児童・生徒への対応」「保護者対応」に多くの時間を費やしており、こういった業務の多さに高いストレスを感じていることが明らかとなっています。

## 2 取組方針の策定

学校における働き方改革の本質は、教育活動の更なる充実にあります。変化の激しい時代を生きる子どもたちのために、全ての教師が質の高い教育を提供できるようになることが第一義的な目的です。

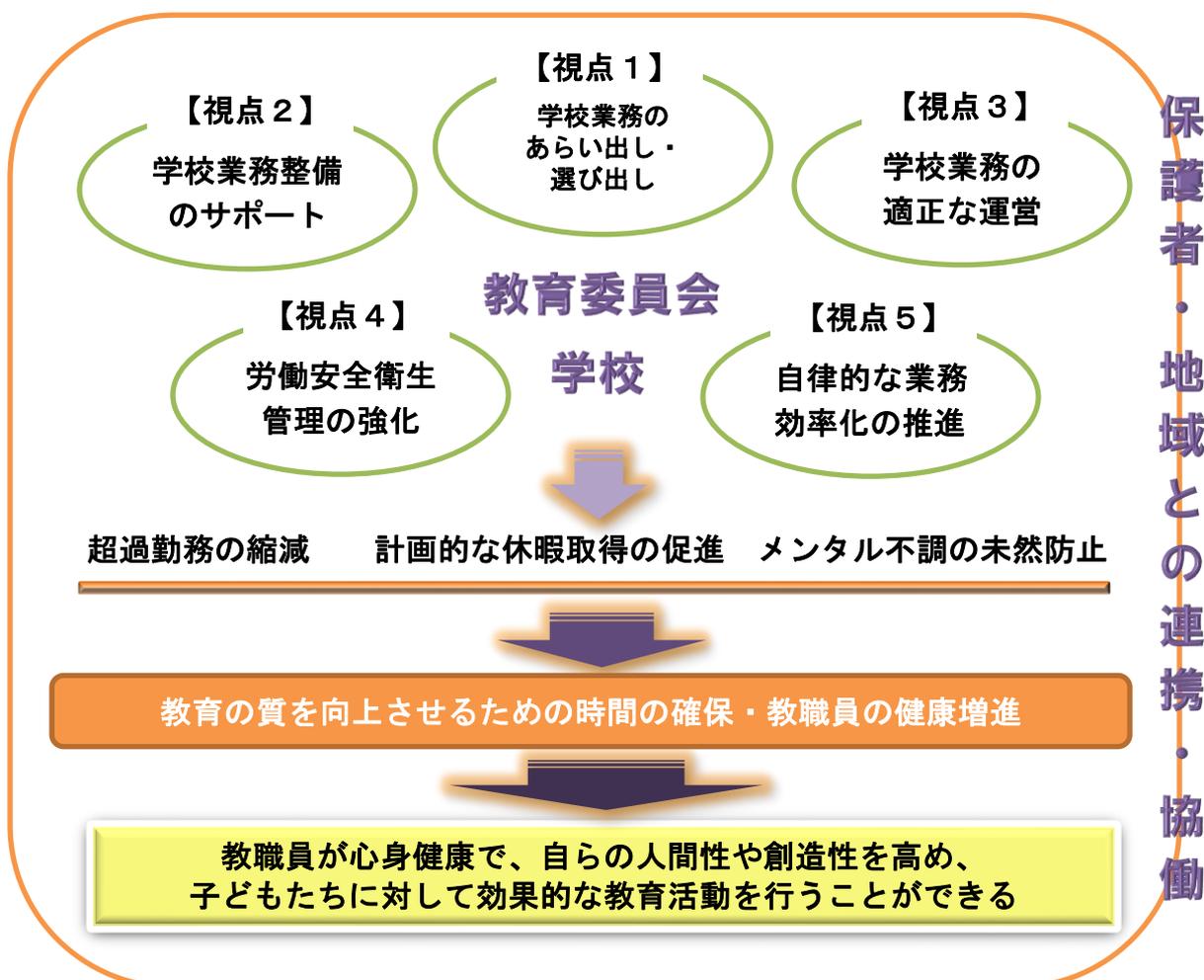
その実現のために、多忙化する学校業務を見直し、超過勤務を縮減して時間を確保することで、教師が授業改善をはじめとする教育の質を向上させたり、自己研鑽を充実させたりするなど、教師が学び続けることのできる環境を早急に整備することが必要です。

### (1) 取組方針の目的

教職員が心身健康で、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになる。

### (2) 取組の推進イメージ

## 学校における働き方改革の推進



### (3) 取組指標

#### <取組指標の考え方>

##### I 超過勤務の縮減

- ◆ 教職員の勤務実態を客観的に把握し、さらに、所定の勤務時間外に行っている業務内容についても適切に把握することで、「勤務時間」の上限を意識した働き方を進める。
- ◆ 長時間勤務による健康障害やメンタルヘルス不調を防ぐため、具体的な退勤時刻の目標を定め、超過勤務年 360 時間超を行った教職員数をゼロにする。

##### II 計画的な休暇取得の促進

- ◆ 計画的に休暇を取得しやすい環境を整え、ワーク・ライフ・バランスを促進する。

##### III メンタル不調の未然防止

- ◆ 総勤務時間の量的な把握だけでなく、質的な部分である負担感を把握するため、ストレスチェックを実施する。

#### <成果指標・活動指標>

超過勤務年 360 時間超を行った教職員数をゼロにすることをめざし、当面の目標値を定めます。

<b>成果指標</b>		R1 年度 (実績値)	R2 年度 (目標値)
1	超過勤務年 360 時間超を行った教職員数の割合	小：● % 中：● %	小・中：● %
2	年休・特休取得日数（一人あたり）	小：● 日 中：● 日	小：● 日以上 中：● 日以上
3	健康リスク（高ストレス者）の割合	● %	● %以内
<b>活動指標</b>		R1 年度 (実績値)	R2 年度 (目標値)
1	設定した日に定時退校できた職員の割合	小：● % 中：● %	● %以上
2	予定どおり休養日を設定できた部活動の割合	● %	● %以上
3	放課後に開催し 60 分以内に終了した会議の割合	小：● % 中：● %	小：● %以上 中：● %以上
4	超過勤務月 80 時間超を行った教職員に対し、校長面談又は産業医面接を実施した割合	● %	100%

\* 令和元年度末に実績値確定後、目標値を設定して別途通知します。

### 3 取組の視点と項目

教職員が心身共に健康で、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるため、次の5つの視点とそれを具体化した12の取組項目を設定します。

P 1 1以降に示した各項目の「方向性」及び「取組内容」については、各校の現状を鑑みて、保護者・地域の理解や協力を得ながら、短期・中期・長期的な見通しを持って、すぐに取り組めるものから順次進めることとします。

#### 視点1 学校業務のあらい出し・選び出し

- 1 学校や教師が担うべき業務の明確化・適正化
- 2 専門スタッフ等の充実及び活用
- 3 “教育委員会等から学校に求める業務”の縮減

#### 視点2 学校業務整備のサポート

- 4 I C T環境の整備及び活用の推進
- 5 業務の効率化に向けた学校環境整備の促進

#### 視点3 学校業務の適正な運営

- 6 部活動の適切な運営
- 7 定時退校日・学校閉校日の実施

#### 視点4 労働安全衛生管理の強化

- 8 勤務時間管理の徹底
- 9 計画的な休暇取得の促進
- 10 メンタルヘルス対策

#### 視点5 自律的な業務効率化の推進

- 11 学校組織運営の体制づくり
- 12 働き方改革に向けた意識の向上

## 4 取組の方向性及び内容

### 視点1 学校業務のあらい出し・選び出し

#### 1 学校や教師が担うべき業務の明確化・適正化

##### <方向性>

国の中央教育審議会は、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務」を大幅に見直し、3つのカテゴリー（A 基本的には学校以外が担うべきであり、今後整理・調整が必要な業務・B 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務・C 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務）に分類して取り組むよう示しています。本市においても、中央教育審議会が示した分類をもとに検討し、代表的な業務について下のとおり整理しました。

下に示した「これまでの学校・教師が担ってきた代表的な業務の整理」をもとに、学校や教師が担うべき業務について、より良い体制を構築できるよう、市教委は関係機関等への理解を求めています。学校は、四日市版コミュニティスクールを基盤に地域や保護者の理解・協力を得ながら、段階的な取組を進めます。

##### <これまでの学校・教師が担ってきた代表的な業務の整理>

#### A 基本的には学校以外が担うべきであり、今後整理・調整が必要な業務

- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応
- ③ 地域ボランティアとの連絡調整
- ④ 学校施設開放業務
- ⑤ 除草・樹木等の環境整備

#### B 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑥ 調査・統計等への回答等【学校業務アシスタント・事務職員】
- ⑦ 校内清掃【学校プール等の清掃外部委託】
- ⑧ 部活動【部活動協力員・部活動指導員】

#### C 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨ 児童生徒の休み時間における対応
- ⑩ 給食時の対応【栄養教諭等との連携】
- ⑪ 授業準備【学校業務アシスタント・ICT支援員】
- ⑫ 学校評価や成績処理【校務支援システム】
- ⑬ 学校行事の準備・運営【学校業務アシスタント】
- ⑭ 進路指導事務【校務支援システム】
- ⑮ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応【SSW・SC・適応指導員】

<取組内容>

**市教委**

◇「これまで四日市市の学校・教師が担ってきた代表的な業務の整理」に係る関係機関等への協力依頼

**学校**

◆「これまで四日市市の学校・教師が担ってきた代表的な業務の整理」をもとにした見直し・調整

- ・①～⑤地域・保護者との協議及び業務の見直し・調整
- ・⑥～⑮業務の見直し・調整

◆日常の教育活動（授業の進め方や宿題やテスト等）の見直し

◆各種会議や打ち合わせ・研修の合理化

## 2 専門スタッフ等の充実及び活用

<方向性>

学校の実状に応じて配置された専門スタッフ等をチームとして活用し、業務の効果的効率的な改善を進めます。

<取組内容>

**市教委**

◇学校業務アシスタントの全校配置

◇部活動協力員のモデル配置及び部活動指導員の導入検討

◇スクールソーシャルワーカーの配置

☞スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱える子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・関係機関をつなぎ、子どもの抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

◇スクールカウンセラーの全校配置

◇スクールロイヤーの設置

☞スクールロイヤー

学校の教育活動に深い見識を持ち、いじめ事案や学校事故等の早期解決を図るため、関係機関と連携した支援やその予防に向けた助言等を行う弁護士。

- ◇学校図書館司書の全校配置
- ◇不登校対応教師の配置
- ◇医療的ケアサポーターの配置
- ◇特別支援教育支援員・介助員の適切な配置
- ◇I C T支援員導入

#### **学校**

- ◆学校業務アシスタントの活用
- ◆部活動協力員の活用
- ◆スクールソーシャルワーカーの活用
- ◆スクールカウンセラーの活用
- ◆スクールロイヤーの活用
- ◆学校図書館司書の活用
- ◆不登校対応教師の活用
- ◆医療的ケアサポーターの活用
- ◆特別支援教育支援員・介助員の活用
- ◆I C T支援員の活用

### 3 “教育委員会等から学校に求める業務”の縮減

#### <方向性>

スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、本市教育委員会内において、業務の精選等を積極的に実施するとともに、市長部局や県教育委員会等への共通理解を図ります。

また、教育の質の向上を目指して、学校における研究事業や研究発表等は今後も推進していきます。なお、本市が主催するものについては、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方等を見直し、過度な負担とならないよう配慮します。

#### <取組内容>

#### **市教委**

- ◇各種研修・会議の見直し
- ◇各種研究事業・研究発表等の適正化
- ◇調査・統計等の精選
- ◇年間指導計画等の見直し
- ◇通知・依頼等文書の書式の見直し

- ◇民間団体等からの家庭向け配付物の削減
- ◇各種作品募集やコンクールに係る事務の縮減の検討

## 視点2 学校環境整備のサポート

### 4 ICT環境の整備及び活用の推進

#### <方向性>

ICTを効果的に活用した個別最適化学習の構築や校務支援システムの導入等により、教育効果の向上及び利便性を図るとともに、過去に作成したデータを共有するなど、業務の効率化及び事務作業時間の縮減を進めます。

校務支援システムを活用して出・退勤時間を客観的に把握し、一元的に勤務時間を管理することにより、教職員の業務の平準化や見直し、勤務時間の適正化等を進めます。

#### 個別最適化学習

個の学習理解・学習進度に適した学習。

#### <取組内容>

##### 市教委

#### ◇校務支援システムの導入

- \* 指導要録・通知表・調査書・児童生徒健康診断票・出席簿等の一元管理
- \* 出退勤管理（勤務時間を客観的に把握し集計する。）

#### ◇個別最適化学習の構築に向けたタブレット端末の導入

#### ◇学校掲示板や校務支援システム等を活用した学校事務の効率化

#### ◇可能な範囲でのペーパーレス化

##### 学校

#### ◆校務支援システムの活用

#### ◆個別最適化学習の構築に向けたタブレット端末・電子黒板・実物投影機等の日常的且つ効果的な活用

#### ◆学校共有フォルダを活用した指導案や教材等の共有化

#### ◆可能な範囲でのペーパーレス化

## 5 業務の効率化に向けた学校環境整備の促進

### <方向性>

印刷用の高性能コピー機やオートメッセージ機能付電話の導入等による超過勤務の縮減に努めます。

また、大掛かりな清掃については外部に委託するなど、校内清掃の在り方についても研究を進めます。

学校においては、職員室のレイアウトの変更や文書整理等を実施するなど、働きやすい職場環境の整備に努めます。

### <取組内容>

#### 市教委

- ◇高性能コピー機の導入
- ◇オートメッセージ機能付電話の導入
- ◇大掛かりな清掃の外部委託
- ◇除草や樹木剪定・伐採に係る業務縮減の方策の検討

#### 学校

- ◆働きやすい職場環境づくりの推進

### 視点3 学校業務の適正な運営

## 6 部活動の適切な運営

### <方向性>

平成30年3月に策定（令和2年3月改訂）した「四日市市部活動ガイドライン」に基づき、部活動の在り方について共通認識と意識改革を図るとともに、活動日数・時間の見直しや休養日の設定を行うなど、子どもの心身の健全な成長・部活動の充実や教師の負担軽減につなげます。

### <取組内容>

#### 市教委

- ◇四日市市部活動ガイドラインの検証
- ◇部活動協力員のモデル配置及び部活動指導員の導入検討

## 学校

### ◆四日市市部活動ガイドラインの遵守

#### 【休養日】

1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日に設定する。

#### 【活動時間】

朝練習の開始時刻は、7時30分以降とする。

放課後の練習は、2時間以内とする。

週休日及び休日（長期休業期間を含む）の活動時間は、3時間程度とする。

### ◆部活動協力員の活用

## 7 定時退校日・学校閉校日の実施

### <方向性>

教職員が仕事と生活の調和・充実を図ることができるよう、「定時退校日」を設定し、毎月2日以上、教職員全員が定時に退校する取組を実施します。

また、長期休業中には、市教委が連続した「学校閉校日」を設定し、教職員の休暇取得を促進します。

### <取組内容>

#### 市教委

◇「学校閉校日」の設定

#### 学校

◆「定時退校日」の取組推進

## 視点4 労働安全衛生管理の強化

## 8 勤務時間管理の徹底

### <方向性>

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省 平成31年1月25日策定）及び、その運用に係るQ & A（文部科学省 平成31年3月29日）に示された「在校等時間」の定義等を基に、これまでの勤務の在り方を見直し、長時間勤務による健康障害やメンタルヘルス不調を防ぐため、最終退校時刻の目安を設定し

ます。

また、校務支援システムを活用して、教職員が自身の「在校等時間」を客観的に把握し「勤務時間」の上限を意識した働き方を進めます。

～文科省が示すQ & Aの内容を整理したもの～

「在校等時間」に含まない業務内容について、文部科学省が一定の目安を示しました。

教師に欠かすことのできない「自己研鑽の時間」を十分に確保するため、「在校等時間」に行うべき仕事とそうでないものを教師一人一人が意識し、業務に優先順位を付け、タイムマネジメント力を高めていくことを目指しています。

教職員の「在校等時間」とは・・・

学校に出勤で到着した時刻から、帰宅のために学校を出る時刻までの時間。(出張等を含む)

\* 休憩時間は除く。

\* 土日や祝日等については、校務として行った活動時間及び学校に出勤して行った活動時間を含む。

「在校等時間」に含まないもの  
所定の勤務時間外の活動で

～日々の業務とは直接的に関連しない自己研鑽の時間～

- (例) ◇幅広く専門性や教養を高めるための学術書や専門書を読んでいる時間。  
◇教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会へ参加している時間。  
◇自主的に参加している研究会のレポート等を作成している時間。  
◇資質を高めるための資格試験等の勉強をしている時間。

～その他業務外の時間～

- (例) ◇朝、早く出勤して、新聞等を読んでいる時間。  
◇所定の勤務時間外に食事をしている時間。(朝食・夕食)  
◇学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間。  
◇ソフトバレーの練習等、職場の親睦行事に参加している時間。

～自宅等に持ち帰って業務を行う時間～

市教委

- ◇「勤務時間」の上限を意識した働き方の啓発  
◇校務支援システムの導入及び運用上の改善

## 学校

- ◆勤務状況等の報告
- ◆最終退校時刻の設定
- ◆超過勤務月80時間超を行った教職員に対し、校長面談の実施

## 9 計画的な休暇取得の促進

### <方向性>

長期休業中における休暇のまとめ取りに留まらず、年間通して計画的に休暇を取得し、心身の健康増進や自己啓発のための時間の拡充を図ることができるよう、タイムマネジメント力の向上及び休暇取得の促進を図ります。

### <取組内容>

## 市教委

- ◇休暇取得の促進

## 学校

- ◆計画的な休暇取得を推進する職場環境づくり

## 10 メンタルヘルス対策

### <方向性>

教職員を対象に年1回ストレスチェックを実施し、各自のストレスへの気付きを促すとともに、職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調を未然に防止します。高ストレス判定の結果が出た教職員に対しては、産業医による面接指導を勧奨し、精神疾患等の早期発見・早期対応につなげます。

また、メンタルヘルス不調の職員が相談できる窓口を周知するとともに、病気休暇を取得した職員に対しては、復帰プログラムにより、現場復帰に向けた支援を行います。

### <取組内容>

## 市教委

- ◇ストレスチェックの実施
- ◇相談窓口の周知
- ◇復帰プログラムによる体制づくり

## 学校

- ◆超過勤務月80時間超、かつ、管理職の面談等により疲労の蓄積が認められる職員に対して、産業医（又は学校医）による面接指導の実施
- ◆メンタル不調の教職員を支援する協力体制づくり

## 視点5 自律的な業務効率化の推進

### 1.1 学校組織運営の体制づくり

#### <方向性>

本市の学校業務改善アドバイザーの助言のもと、学校が組織として働き方改革を推進できるよう、管理運営と学習指導の両面から検討を進めます。

前者については、管理職のリーダーシップとマネジメントにより、事務職員の専門性も活かしながら、教職員が当事者意識を持った自律的な学校運営体制を構築します。

また、主幹教諭・指導教諭・教務主任等のミドルリーダーや事務職員が、リーダーシップを発揮できるような組織運営を促進します。

後者については、その一環として、小学校における効果的な指導と教師一人あたりの指導時間の改善の両立の観点から、小学校高学年の教科担任制の導入に向けた検討を進めます。

#### <取組内容>

## 市教委

- ◇取組指標の明確化
- ◇小学校高学年の教科担任制の体制整備
- ◇マネジメント研修の実施

## 学校

- ◆学校づくりビジョンへの位置づけ
- ◆学校評価への位置づけ
- ◆人事評価における各自の目標設定及び評価
- ◆共同学校事務室の活用
- ◆学校業務改善の検討（「衛生委員会」等の活用）
- ◆コミュニティスクールやPTA活動との連携強化
- ◆小学校における教科担任制の効果的・効率的な実施

## 1 2 働き方改革に向けた意識の向上

### <方向性>

管理職に必要なマネジメント力（勤務時間管理や健康安全管理等）の向上、若手教師を支援・指導できるミドルリーダーの育成、若手教師のタイムマネジメント力の向上等を目指し、研修内容の充実を図ります。

また、保護者や地域関係者への理解を求めるとともに連携を強化するため、P T A 代表や地域関係者を対象にした講演会等を実施します。

### <取組内容>

#### **市教委**

- ◇夏季教職員研修における研修会の実施
- ◇P T A 代表や地域関係者を対象にした講演会等の実施

#### **学校**

- ◆保護者・地域関係者への協力依頼

## 5 保護者・地域社会と連携・協働した学校運営の促進

「4 取組の方向性及び内容」に沿って、市教委や各学校において取組を進めていく中で、**視点1**における「A 基本的には学校以外が担うべきであり、今後整理・調整が必要な業務」については、保護者・地域社会と連携・協働して進めていくことが不可欠です。

本市では、これまでに関係構築してきた「四日市版コミュニティスクール」の基盤ができているため、これを核とした学校運営を進める中で連携・協働を図ることも効果的だと考えます。

### A 基本的には学校以外が担うべきであり、今後整理・調整が必要な業務

- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応
- ③ 地域ボランティアとの連絡調整
- ④ 学校施設開放業務
- ⑤ 除草・樹木等の環境整備

#### <方向性>

##### ① 登下校に関する対応

通学路を含めた地域社会の治安を確保する一般的な責務は地方公共団体が有するものであることから、登下校時の見守り活動の日常的・直接的な実施については、今後整理・調整が必要です。

(例えば、登下校の指導及び通学路の安全点検については学校が担い、通学路における日常的な見守り活動については保護者・地域が担うなど、役割分担の明確化を図ることは有効です。)

##### ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応

放課後から夜間などにおける見回りについては①に準じます。また、児童生徒の補導時の対応については、本来、第一義的に保護者が担うものとされていることから、今後整理・調整が必要です。

##### ③ 地域ボランティアとの連絡調整

本市の「四日市版コミュニティスクール」では、豊富な知識・技術・経験を持つ地域ボラン

ティア（保護者・地域住民・事業者等）が授業等に参加することを通して、保護者・地域と連携・協働した学校運営、教育活動の充実、基本的な生活習慣の確立を図ることを目指しています。

地域ボランティアとの連絡調整については、運営協議会委員の理解・協力を得ることで学校と地域をつなぐコーディネーター機能の向上を図る必要があります。

#### ④ 学校施設開放業務

学校は施設の管理責任と学校行事との調整の必要性から、学校施設開放運営委員会の運営及び事務を担ってきましたが、施設利用団体がこの業務を担っている地域も少なくないため、今後整理・調整が必要です。

#### ⑤ 除草・樹木等の環境整備

市教委が除草や樹木剪定・伐採に係る業務縮減の方策の検討を進める一方で、学校敷地内の除草作業については、P T A 活動や地域ボランティアの参画により、地域全体で協力して進めます。

効果的な教育活動を行うことを持続可能としていくためには、学校・保護者・地域が連携・協働して、地域全体で子どもを育ていく体制を構築することが必要です。

①～⑤の業務については、これまでの取組状況や地域資源が地域により異なるため、まずは学校・保護者・地域関係者で現状・課題等の共通理解を図ることが大切です。

その上で、①～⑤の業務の内、保護者・地域関係者の理解・協力の得られやすい内容から、整理・調整を進め、役割分担を明確にするなど、順次改善を図ることが必要です。

その後、他の業務についても、新たな地域資源の掘り起こし等も含め、取組の拡大を図ることが望まれます。

事務局：四日市市教育委員会 学校教育課

所在地：四日市市諏訪町1番5号

☎059-354-8251

令和2年1月策定

## 1 国の動向

- 「パソコンが1人当たり1台となることが当然だということを、やはり国家意思として明確に示すことが重要」【11月13日 経済財政諮問会議 安倍議長発言】

- 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）〔地方財政措置〕
  - ・ 学習者用コンピュータ：3クラスに1クラス（3人に1台）分程度整備
  - ・ 大型提示装置（プロジェクタ）・実物投影機：各普通教室1台、特別教室用として6台整備
  - ・ ICT支援員：4校に1人配置

〔文部科学省〕

- GIGAスクール構想〔令和元年度補正予算〕
  - (1) 校内通信ネットワークの整備（補助割合：1/2）
    - ・ 小・中学校に、高速大容量通信に接続可能な校内LANと電源キャビネット（タブレット保管庫）を整備
  - (2) 児童生徒1人1台端末の整備（補助割合：1台当たり4.5万円）
    - ・ 小・中学校の児童生徒が使用する端末（タブレット）を整備
    - ・ 環境整備5か年計画（上記）を超えた分（3人に2台分）を整備する際に補助を行う。

〔文部科学省〕

## 2 市としての方向性

- (1) 学習者用タブレット導入の現状
  - ・ 第3次推進計画において学習用タブレット端末を導入済み。
    - 令和元年度：小学校（37校）に計1,554台を配備。（9月）
    - 内訳：普通教室用1,480台（各校40台）
    - 特別支援教育用74台（特別支援学級数に応じて配置）
- (2) 令和2年度以降の整備計画（案）
  - ・ 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」および「GIGAスクール構想」を満たすICT学習環境整備を進めたい。
- (3) ICTの活用に向けた研修等（案）
  - ・ 教科授業やプログラミング教育において、ICTの特性を生かした授業が行えるよう、以下の取り組みを進める。
    - ① 導入時研修：ICT担当者研修会等で、タブレットの使い方等を研修。
    - ② 各校校内研修：ICT支援員による各校でのミニ研修、教育委員会導主事等による出前研修等、授業での活用研修を実施。
    - ③ その他：JAXAとの連携授業の中のプログラミング学習にタブレット端末を活用。

- (4) ICT活用実践推進校（案）
  - ① 基礎・基本を効率的に学び、発展的な協働学習を生み出す学習プログラムの研究。
  - ② デジタル思考ツールを活用した思考を深めるプログラムの研究。
  - ③ ICT活用実践推進校や研修員によるタブレット等のICT活用の研究と、指導事例の作成・提案。

## 3 ICTが整備されることによって何ができるようになるのか

- ICTを整備することで、それらを活用した以下のような学習活動を日常的に行うことができるようになり、新学習指導要領に示された「問題解決能力」や「情報活用能力」等を育成するための「主体的な学び」「対話的な学び」を推進することができる。

### A：一斉学習

挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用してわかりやすく説明することにより、子どもたちの興味・関心を高めることが可能となる。

### B：個別学習

デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易になる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能になる。

### C：協働学習

タブレット端末や大型提示装置（プロジェクタ）を活用し、教室内の授業や他の学校との交流学习において子ども同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能になる。



《参考資料》 新総合計画と新推進計画案の対照表 【教育委員会】

■ 新総合計画 基本的政策(教育関連箇所)

□ 新総合計画 重点的横断戦略プラン(「+教育」となっているもの)

《新推進計画(案) 教育委員会》

21事業

推進計画事業名 担当課

政策1 子育て・教育 基本的政策No.2 夢と志を持ったよっかいちの子どもの育成

(1) 「新教育プログラム」の展開による学力体力の向上

①新教育プログラム6本の柱

+	子育てするなら四日市+	01令和の学び！基盤となる学力・体力・能力向上プロジェクト	①「四日市市新教育プログラム」による夢と志を持った子どもの育成	教育+子育て
---	-------------	-------------------------------	---------------------------------	--------

}	1	新教育プログラム推進事業	指導課
	2	四日市子ども科学セミナー・JAXA等との連携事業	教育支援課

(活用)	子育てするなら四日市+	01令和の学び！基盤となる学力・体力・能力向上プロジェクト	④幼少期から体を動かす習慣づくり	子育て+教育+スポーツ
------	-------------	-------------------------------	------------------	-------------

②学びの一体化の推進

→	3	学びの一体化推進事業	指導課
---	---	------------	-----

③教職員の働き方改革

④中核市移行準備・新教育プログラム推進のための教職員研修

(2) 「チーム学校」として推進する教育支援

①SSW, SC, SL

+	子育てするなら四日市+	01令和の学び！基盤となる学力・体力・能力向上プロジェクト	⑤多様な子どもに対する多様な学びの場の提供	教育+子育て
---	-------------	-------------------------------	-----------------------	--------

→	6	「チーム学校」推進事業	指導課
---	---	-------------	-----

②不登校対策

+	子育てするなら四日市+	01令和の学び！基盤となる学力・体力・能力向上プロジェクト	⑤多様な子どもに対する多様な学びの場の提供	教育+子育て
---	-------------	-------------------------------	-----------------------	--------

→	7	不登校対策推進事業	教育支援課
---	---	-----------	-------

③インクルーシブ教育の推進

(3) より良い学習環境の整備

①長寿命化計画に基づく小中学校整備

+	子育てするなら四日市+	01令和の学び！基盤となる学力・体力・能力向上プロジェクト	⑤多様な子どもに対する多様な学びの場の提供	教育+子育て
---	-------------	-------------------------------	-----------------------	--------

→	8	インクルーシブ教育推進事業	教育支援課
---	---	---------------	-------

②空調整備

→	9	小中学校校舎等整備事業	教育施設課
---	---	-------------	-------

③エレベーター整備

→	10	小中学校特別教室等空調設備整備事業	教育施設課
---	----	-------------------	-------

[※中学校分:学校給食センター整備に含む] (学校教育課)

④ICT活用による学習環境の整備

+	子育てするなら四日市+	01令和の学び！基盤となる学力・体力・能力向上プロジェクト	②先端技術に対応した教育現場のICT化	教育+ICT
---	-------------	-------------------------------	---------------------	--------

→	11	ICT活用による学習環境整備事業	教育支援課
---	----	------------------	-------

⑤中学校給食センターの整備

+	幸せ、わくわく！四日市生活	01 100歳時代の健康寿命延伸プロジェクト	③地産地消と食育の推進	農業+子育て・教育
---	---------------	------------------------	-------------	-----------

→	12	(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業	学校教育課
---	----	------------------------	-------

政策1 子育て・教育 基本的政策No.1 子どもと子育てにやさしいまちに向けた環境整備

(3) 子育て家庭への支援強化

③子育て世帯の経済的負担の軽減

+	子育てするなら四日市+	02子育て家庭の安心実感倍増プロジェクト	③子育て家庭の経済的負担を軽減	子育て+教育
---	-------------	----------------------	-----------------	--------

→	13	魅力ある奨学金制度の創設事業	教育総務課
---	----	----------------	-------

(7) 子育て家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援情報の提供

市立図書館や博物館等における子育て支援施策

+	子育てするなら四日市+	02子育て家庭の安心実感倍増プロジェクト	⑤社会教育施設をはじめとした地域資源の魅力発見	子育て+教育+環境+地場産業+市民協働
---	-------------	----------------------	-------------------------	---------------------

}	14	図書館子育て支援事業	図書館
	15	博物館子育て支援・学びと周遊促進事業	博物館

政策2 文化・スポーツ・観光 基本的政策No.3 文化・芸術の振興

(3) 誇りの醸成とまちの魅力向上

①文化財保存活用地域計画策定、

旧四日市市役所四郷出張所



子育てするなら四日市+	02子育て家庭の安心実感増進プロジェクト	⑤社会教育施設をはじめとした地域資源の魅力発見	子育て+教育+環境+地場産業+市民協働
(活用) 子育てするなら四日市+	01令和の学び！基礎となる学力・体力・能力向上プロジェクト	③幼少期から質の高い芸術・文化に触れることのできる機会の提供	子育て+教育+文化
(活用) 子育てするなら四日市+	02子育て家庭の安心実感増進プロジェクト	⑦みんなで創る安全な歩行空間	子育て+教育+道路整備+市民協働



16	四日市市文化財保存活用地域計画策定事業	社会教育・文化財課
17	市指定文化財「旧四郷村役場」保存整備活用事業	社会教育・文化財課

政策2 文化・スポーツ・観光 基本的政策No.5 交流を生み出す新たな四日市流都市型観光

(1) 誘客につなげる多様な資源の活用

①本市ならではの歴史・文化資源の活用



18	ユネスコ無形文化遺産継承支援活用事業	社会教育・文化財課
----	--------------------	-----------

政策4 交通・にぎわい 基本的政策No.10 にぎわいの創出と買い物拠点の再生

(1) 中心市街地の活性化

②新図書館を中心とした複合的な機能をあわせ持つ拠点施設立地

(活用) リージョン・コアYO KKAICHI!	02【魅力が高まる】中心市街地の都市機能高次化プロジェクト	②四日市が仕掛ける中心市街地活性化の起爆剤	都市整備+にぎわい+教育
--------------------------	-------------------------------	-----------------------	--------------

政策5 環境・景観 基本的政策No.11 豊かな環境の保全と継承

(1) 自然共生社会の実現

エコツーリズムの創出(御池沼沢植物群落)

(5) 多様な主体が連携した環境教育、環境活動の推進



幸せ、わくわく！四日市生活	03WE LOVE 四日市 もっとわくわくプロジェクト	②自然創造に向けた環境教育の推進	環境+観光+教育
---------------	-----------------------------	------------------	----------



19	御池沼沢植物群落保存活用事業	社会教育・文化財課
----	----------------	-----------

②四日市公害と環境未来館、博物館、プラネタリウムの3館連携

(活用) 幸せ、わくわく！四日市生活	03WE LOVE 四日市 もっとわくわくプロジェクト	②自然創造に向けた環境教育の推進	環境+観光+教育
--------------------	-----------------------------	------------------	----------



15	【再掲】博物館子育て支援・学びと周遊促進事業 博物館	
----	----------------------------	--

政策6 防災・消防 基本的政策No.15 市民を守る消防救急体制の確立

(5) 防火・防災教育の充実

①防火・防災に関する教育、中学生を対象とした応急手当(心肺蘇生法)講習

(活用) リージョン・コアYO KKAICHI!	06みんなで備える地域防災連携プロジェクト	①迅速で分かりやすい防災情報の提供	防災+教育+消防
--------------------------	-----------------------	-------------------	----------

政策7 生活・居住 基本的政策No.19 ダイバーシティ社会の実現

(1) 多文化共生の地域づくり

④日本語学習の機会、学習場所



20	多文化共生教育推進事業	指導課
----	-------------	-----

都市経営の土台・共通事項 基本的政策No.24 多様な人権を尊重するまちづくり

(1) 多様で複雑な人権課題に気づき、行動できる人材・企業の育成

①差別解消に向けた実態調査

②いじめ問題をはじめ、さまざまな人権問題…人権教育、教職員の人権意識・指導力向上

(4) インターネット上の人権侵害等の解消

メディア・リテラシーの養成などの人権教育



子育てするなら四日市+	01令和の学び！基礎となる学力・体力・能力向上プロジェクト	⑥インターネット時代における、メディア・リテラシー養成を通じた人権教育の推進	子育て+教育+人権
-------------	-------------------------------	--	-----------



21	メディア・リテラシーを通じた人権教育推進事業	人権・同和教育課
----	------------------------	----------